

令和8年度建築物環境報告書制度に係る普及啓発業務等委託 企画提案募集要領

第1 件 名
令和8年度建築物環境報告書制度に係る普及啓発業務等委託（概算契約）

第2 目 的
仕様書「第2 目的」のとおり

第3 委託業務内容
仕様書「第5 委託内容」のとおり

第4 契約上限額
207,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※金額は、本事業委託一式の全費用とする。

第5 選定スケジュール

実施項目	実施時期・期間
公募・申込受付	令和8年4月22日（水曜日）から 令和8年4月30日（木曜日）午前10時まで
質疑受付	令和8年4月30日（木曜日）午前10時から 令和8年5月8日（金曜日）午後4時まで
質疑回答	令和8年5月13日（水曜日）
提案書等受付	令和8年4月30日（木曜日）午前10時から 令和8年5月26日（火曜日）午後4時まで
審査会（予定）	令和8年6月1日（月曜日）頃
審査結果通知（予定）	令和8年6月4日（木曜日）頃

第6 企画提案の応募資格

応募する事業者は、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保できる者であること。
- (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要項(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取り消しの期間中でないこと。
- (3) 次に掲げる個人又は団体でないこと。
 - ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ③ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ④ 東京都契約関係暴力団等対策措置要項（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

第7 応募方法

応募者は、応募申請書1部（様式1）を令和8年4月30日（木曜日）午前10時までに「(1) 提出先」に提出してください。（必着）

- (1) 提出先
〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
温暖化対策推進課 建物脱炭素化支援チーム（制度普及担当）
TEL 03-5990-5064
MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

(2) 提出方法

持参、郵送、メール添付のいずれかの方法

第8 質疑の受付と回答

(1) 質疑受付期間と回答

令和8年5月8日（金曜日）午後4時までに、質問票（様式2）により行ってください。質疑に対する回答は、令和8年5月13日（水曜日）に、応募者全員にメールにて通知します。

(2) 質問票の提出方法

電子メールにより提出してください。

【提出先メールアドレス】 cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

なお、本募集期間中における電話やファックスによる質問は、一切受け付けません。

第9 企画提案書等の提出について

企画審査会への応募を希望する場合、審査会に先立ち次の書類を提出してください。なお、本選考は業務適格者を選定するものであるため、具体的な作業は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとします。

1 提出書類

- (1) 企画提案書等提出届（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A4縦1枚 1部
所在地、会社名を記入するとともに代表者印を記載し押印してください。
- (2) 会社概要書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A4縦1枚 5部
令和8年4月1日現在の状況を記載してください。
- (3) 業務実績（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A4縦1枚 5部
令和8年4月1日を起点として、過去5年間の発注による受託実績を記載してください。（4件以内）
- (4) 実施体制と配置予定担当者の経歴（様式6）・・・・・・・・・・ A4縦1枚 5部
- (5) 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13部（社名入り5部、社名無し8部）
 - ア 本委託業務に係る経費の合計金額をもって、見積金額としてください。
 - イ 見積書の宛名は、「公益財団法人 東京都環境公社 理事長」としてください。
 - ウ 見積書の様式は任意ですが、次の点について留意してください。
 - ア) 見積書には、企画の内容を実施する上で必要な経費を漏れなく正確に記載された経費内訳書を添付してください。内訳書がない場合は、当該見積書を無効とします。なお、経費内訳書を上回る金額の見積書の提出は認められないため、ご注意ください。
 - イ) 内訳書に出精値引きを記載しないでください。
- (6) 応募事業者の会計決算書（貸借対照表・損益計算書）・・・・・・・・ 5部
対象年度は直近の2年間とする。
- (7) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13部（社名入り5部、社名無し8部）

提案書は原則としてA4版（横）、カラー刷り両面（長辺とじ）、30ページ以内とし、左上1箇所とじで作成してください。記載の内容は別紙「審査項目」に準じ、下記の項目を順番通りに記載した上で、イメージ図等を適切に用い、提案内容がわかりやすく伝わるよう、工夫してください。

 - ア 表紙（1ページ）
 - イ 目次（1ページ）
 - ウ 進行管理（2ページ程度）

各広報活動の進行管理体制、進行管理に使用する具体的なツールのひな型など
 - エ 広報戦略（年間事業計画）（4～8ページ程度）

基本方針、スケジュール、広報活動全体としての相乗効果など

オ 広報活動の企画・運営（16～20 ページ程度）

ビジネスの動向・顧客行動パターン等のリサーチに基づく目的・ターゲット、各広報活動の KPI、必須の広報活動内容、メディア等連携広報、キャンペーンサイトの改修案など

カ 効果測定（2 ページ程度）

実施時期、手段、ターゲットなど

- (8) 企画提案書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 部（社名入り 5 部、社名無し 8 部）
概要は原則 A 3 版（横）、カラー刷り、2 ページ以内としてください。

- (9) 注意事項

企画提案書及び概要の「社名無し」については、貴社名の他に、印影、通称名、マスコットなど貴社を特定できるものを一切記載してはなりません。

- 2 提出期間

令和 8 年 4 月 30 日（木曜日）午前 10 時から同年 5 月 26 日（火曜日）午後 4 時まで（必着）

- 3 提出先

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階
公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
温暖化対策推進課 建物脱炭素化支援チーム（制度普及担当）
TEL 03-5990-5064
MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

- 4 提出方法

持参、郵送のいずれかの方法

なお、上記に加えて、提出書類一式をメールで提出すること。

第 10 審査会の実施

応募者に対し、次により審査会を実施します。

- 1 実施日

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）（予定）（実施日は応募申請書を御提出された事業者にご連絡いたします。）

- 2 形式

プレゼンテーション方式（審査委員に対し、企画を口頭で御説明いただきます。）

【注意事項】

- ・プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づき行ってください。（審査会当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することはできません。）
- ・説明者は複数人であっても差し支えありませんが、当該業務を受託した際の責任者が中心となって行うものとします。
- ・各社の出席者は 5 名以内としてください。

- 3 審査時間

35 分程度（説明時間 20 分、質疑応答 15 分程度）

- 4 審査項目

別紙「審査項目」のとおり

- 5 その他

審査会の日時、実施方法及び審査時間の詳細については、企画提案書等提出届（様式 3）に記載の担当者宛てに別途通知します。

第 11 企画案の採用

- 1 審査の結果、最優秀となった企画案を採用します。

ただし、次の二つの基準を満たさない場合においては、全ての企画案を採用しないことがあります。

- (1) 各審査項目において、全ての審査員の採点結果の平均が「2」以上であること。
(2) 別紙「審査項目」の評価点を 2 倍にする審査項目について、全ての審査員の採点結果の平

- 均が「3」以上であること。
- 2 審査結果は、審査会終了後、全ての参加業者に文書で通知するとともに、結果を公表します。
 - 3 通知及び公表した審査結果以外の審査に関する情報については、回答いたしません。

第12 附帯条件

- 1 企画審査への参加に際して生じる費用（応募に係る費用を含む。）は、全て応募者の負担とします。
- 2 提出する企画提案は、1社につき1案とします。
- 3 提出物は返却いたしません（採用者及び不採用者ともに同じ。）。
- 4 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）は委託者に帰属するものとします。なお、企画提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、採用された応募者の費用及び責任において適正に処理してください。
- 5 本委託業務の契約については、最も評価の高い企画提案の応募者の見積額をもって契約締結します。契約締結に際し、公社は受託者と協議の上、予定経費内で提案内容の一部を修正することができるものとします。
- 6 審査経過等に関する問合せには応じないとともに、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

第13 提出先及び問合せ先

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
温暖化対策推進課 建物脱炭素化支援チーム（制度普及担当）津田
TEL 03-5990-5064
MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp